

総務常任委員会

平成29年9月14日(木)

総務常任委員会

定例会名 平成29年第3回定例会
招集日時 平成29年9月14日(木) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 8名
委員長 杉森弘之
副委員長 遠藤憲子
委員 中根利兵衛
" 山越守
" 尾野政子
" 小松崎伸
" 守屋常雄
" 伊藤裕一

欠席委員 なし

出席説明員
市長 根本洋治
副市長 滝本昌司
市長公室長 吉川修貴
経営企画部長 飯泉栄次
総務部長 中澤勇仁
市民部長 高谷寿
議会事務局長 滝本仁
会計管理者 山越恵美子
秘書課長 野口克己
広報政策課長 本多聡
広報政策課危機管理監 猿渡勇彦
経営企画部次長 吉田将巳
政策企画課長 柳田敏昭
財政課長 山崎裕
総務部次長 小林和夫
総務課長 吉田充生
人事課長 二野屏公司

管財課長	橋本裕樹
契約検査課長	神宮寺昌志
税務課長	木村光裕
収納課長	山岡三千男
市民部次長兼交通防災課長	植田裕
交通防災課参事	松崎弘臣
市民活動課長	糸賀珠絵
総合窓口課長	大里真紀
システム管理課長	中島政順
監査委員事務局長	大和田伸一
庶務議事課長	野島貴夫

議会事務局出席者

書	記	飯塚和男
書	記	中根敏美

平成29年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務常任委員会

議案第 56号 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第1号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

午前10時00分開会

○杉森委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本日説明員として出席した者は、市長、副市長、市長公室長、経営企画部長、総務部長、市民部長、議会事務局長、会計管理者、秘書課長、広報政策課長、広報政策課危機管理監、経営企画部次長、政策企画課長、財政課長、総務部次長、総務課長、人事課長、管財課長、契約検査課長、税務課長、収納課長、市民部次長兼交通防災課長、交通防災課参事、市民活動課長、総合窓口課長、システム管理課長、監査委員事務局長、庶務議事課長であります。

書記として飯塚君、中根君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第56号 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

以上1件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第56号平成29年度牛久市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第56号について、提案者の説明を求めます。財政課長。

○山崎財政課長 財政課山崎です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案56号平成29年度牛久市一般会計補正予算（第1号）、こちらについての財政課所管の主な補正内容について御説明申し上げます。

補正予算書をお開きください。ページは、8ページ、9ページになります。

歳入です。款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、こちら、今回の補正の財政調整をした結果、財政調整基金繰入金を減額、6,812万1,000円減額するものです。

その下にございます款19の繰越金、項1繰越金、目1繰越金、こちら平成28年度実質収支8億7,441万9,000円、こちらを当初予算4億円計上していますので、その残額4億7,441万9,000円、こちらを予算化するものです。

次のページをお開きください。10ページ、11ページになります。

上の段になります。歳出です。

款2総務費、項1総務管理費、下の目16の財政調整基金費、説明欄0101財政調整基金費。こちら、先ほど申し上げました平成28年度実質収支8億7,441万9,000円、こちらの2分の1相当分を地方財政法7条に基づき財政調整基金に積み立てるものです。以上でございます。

○杉森委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 人事課の二野屏です。よろしくお願いいたします。

人事課所管の補正予算の内容を説明させていただきます。

補正予算書10ページ、11ページの歳出、中段上の款2総務費、項5統計調査費、目1統計

調査総務費、0102統計調査の情報交換や調査補助をするに計上しております賃金につきましては、今年度途中から常勤職員の育児休業代替の臨時職員任用のための104万4,000円の増額補正となっております。

以上です。

○杉森委員長 税務課長。

○木村税務課長 税務課の木村です。よろしく申し上げます。

税務課所管の増額補正について説明いたします。

補正予算書10、11ページになります。

款項目節2-1-18-23、0103、過誤納金や予納金を還付する。増額の補正予算5,138万5,000円についてなんですけど、こちらにつきましては、奥原工業団地内の一企業より法人市民税の過年度更正があり、還付金を支払うものです。原因につきましては、外国の法人税等の額の控除額の増額更正があったためです。この控除額は、国際間の二重課税を排除するために行う制度であり、海外支店が現地で課税された分のうち、一定額を外国税額控除として法人税額から差し引くものです。以上です。

○杉森委員長 市民活動課長。

○糸賀市民活動課長 市民活動課糸賀でございます。よろしく申し上げます。

ページ10、11ページの款、総務費、項、総務管理費、10番自治振興費の0108、上段のほうになります。市民活動を支援するでございますが、こちらでございますが、平成28年度末をもちまして退職しました2名分の非常勤職員報酬を減額し、新たに2名分の臨時職員賃金を計上したため、その差額分を減額補正するものとなっております。以上です。

○杉森委員長 システム管理課長。

○中島システム管理課長 システム管理課中島です。よろしく申し上げます。

システム管理課所管の補正予算の内容を説明させていただきます。

予算書8ページ、9ページ、1番上になります。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、1総務費国庫補助金、1総務管理費補助金は、社会保障・税番号制度システムの整備費補助金になります。810万円になります。

次に、次のページ、10ページ、11ページ、歳出になります。款2総務費、項1総務管理費、目9電子計算費、節13委託料810万円、基幹システム改修費になります。こちらは、住民票やマイナンバーカードに旧姓を表記させるためのシステム改修となります。以上です。

○杉森委員長 これより議案第56号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。伊藤委員。

○伊藤委員 過誤納金や予納金を還付する事業につきまして、過誤納金が発生してしまった原因は企業の側にあるということでのよろしいのかの確認と、あと、利子をつけて返還することになるのかということの確認をいたしたいと思います。

○杉森委員長 税務課長。

○木村税務課長 伊藤委員の御質問にお答えします。

まず、こちらの原因につきましては、企業のほうでこの控除額について計上漏れがあったということで確認しております。こちらの企業は、東南アジア、ヨーロッパ、アメリカ、中国、台湾、韓国と、海外に数多くの工場などを持っておりますので、そちらの控除額のうち一部漏れがあったということで、そちらを加算することによって控除額が増額になったということになります。

また、返還するお金についての利子についてなんですが、こちらについては地方税法の17条の4の還付加算金の規定がございます。更正の場合の対応となりますので、還付加算金をつけて返還することになります。今の計算でいきますと、3万5,800円くらいの加算金がつくということになります。以上です。

○杉森委員長 伊藤委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかにありませんか。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは、ページ8ページ、9ページ、それと10ページ、11ページに係るものです。マイナンバーに係るということですが、10分の10、810万ずつ載っています。先ほど、住民票等への旧姓の表記ということでありましたが、実際、これは多分国のほうの法律の改正等に伴うものでしょうけど、どういう場合がこういうふうになるのか、その辺を伺いたいと思います。

それと、10ページ、11ページの統計調査費のところ、常勤職員が育児休業のために臨時を採用ということなんですが、牛久市の場合、育児休業というのがどのような規定になっているのか。それと、現在、育児休業をとっていらっしゃる方がどのくらいいらっしゃるのか、その辺を伺いたいと思います。

それと、その上の、今、過誤納金のことがありました。還付の内容については、先ほどの説明、それと企業の側に原因がある、計上漏れということであったわけなんですが、こういう場合、速やかに対応をとらなければいけないということも重々承知をするものなんですが、今までにこういうような状況などがあったのかどうか、その辺をお願いいたします。

○杉森委員長 システム管理課長。

○中島システム管理課長 遠藤副委員長の質問にお答えいたします。

どういう場合に旧姓の記載が必要になるかということなんですけれども、こちらは、戸籍届けですね、婚姻届、離婚届、養子縁組届などで姓が変わった場合、今現在ですと、住民票、今現在の名前は確認できますが、旧姓の名前というのは同じ住民票で確認できる場合もあります。しかし、改製原住民票、一つ前の住民票をとらないと証明できない場合もあります。あと、マイナンバーカードは現在の苗字、姓しか出ておりませんので、こちら、旧姓を表記できるようにして、個人の同一人性を特定しやすくするというのが目的になっております。以上です。

○杉森委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 遠藤委員の御質問にお答えします。

育児休業につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づきまして、牛久市職員の育児休業等に関する条例規則に基づいて運用しております。現在、育児休業と産後休暇合わせて4名がそれを適用されているという状況となっております。以上です。

○杉森委員長 税務課長。

○木村税務課長 遠藤副委員長の先ほどの御質問にお答えします。

今までにこのような控除額、大規模な控除額があって適用があったのかということなんですが、私が担当するようになってからは初めてです。以上です。

○杉森委員長 遠藤委員。

○遠藤副委員長 マイナンバーのほうのことなんですが、このことによって御本人のメリットというのはどういうことがあるのかというところ。今、旧姓表記ということなんですが、結婚する前の姓でそのままお仕事などをされていらっしゃる方もいらっしゃる方で、その辺のメリットは、このことによってどういうふうなことが考えられるのかを伺いたいと思います。

それと、育児休業、それからのあれなんですが、今、4名の方というふうに御答弁ありましたが、これは何カ月とか、何年とか、そういうのがどういうふうになっているのかを伺いたいと思います。以上、2点です。

○杉森委員長 システム管理課長。

○中島システム管理課長 遠藤副委員長の質問にお答えいたします。

この改修によるメリットということなんですけれども、先ほども言いましたように、旧姓を証明するためには、住民票でしたら、今の住民票、それから一つ前の改製原住民票をとらないと今の名前と昔の名前とつなげることができなかった場合、この旧姓を1枚の証明書に表記することによりまして、1枚で同一人性を確認できるようになります。それから、マイナンバーカードにつきましては、今現在の名前しか確認できなかったものが、マイナンバーカードを提示することによって、やはり旧姓を載せることで同一人性を確認できる、そういうメリットがあります。以上です。

○杉森委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 遠藤副委員長の再度の質問にお答えいたします。

育児休業、制度としましては、最長でその子が3歳に達する日まで取得できるというふうになっておりますが、今回、補正予算で上げている職員につきましては、年度いっぱいの休暇の予定となっております。以上です。

○杉森委員長 そのほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして、採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第56号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時18分閉会